

山梨県公報

第千六百六号

平成十七年

九月二十六日

月 曜 日

目 次

甲府都市圏パーソントリップ調査の実施	六六一
都市計画事業の認可	六六一
建築基準法に基づく道路位置指定	六六一
公 告	
公共測量の実施	六六二
開発行為に関する工事の完了について	六六二

告 示

山梨県告示第四百九十六号

甲府都市圏パーソントリップ調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十七年九月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査の目的

この調査は、甲府都市圏における都市交通の基本的な特性を明らかにし、交通実態を多面的に把握することにより、総合的な都市交通施策の企画及び立案のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 世帯属性及び個人属性に関する事項
- 2 個人の交通行動に関する事項

三 調査の範囲

1 調査の地域

甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中道町、豊富村、三珠町、市川大門町、増穂町、玉穂町、昭和町及び田富町の地域

2 調査対象

1 の地域内の普通世帯から無作為に抽出した一万六千世帯

四 調査の期日

平成十七年十月三日から同年十一月三十日まで

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、調査員が行う。

山梨県告示第四百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十一条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十七年九月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 施行者の名称

増穂町

二 都市計画事業の種類及び名称

増穂都市計画道路事業三・六・七号金手小林線

三 事業施行期間

平成十七年九月二十六日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分
山梨県南巨摩郡増穂町大字青柳町字藤田池、字森及び字南地地内

2 使用の部分

なし

山梨県告示第四百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十七年九月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

韮崎市若宮二丁目九七一番一五

二 道路の幅員

五・〇〇メートル

- 三 道路の延長
三五・〇〇メートル

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十七年九月九日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十七年九月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 作業種類 一級水準測量

二 作業期間 平成十七年十月二十四日から平成十八年三月二十四日まで

三 作業地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中巨摩郡玉穂町、昭和町及び田富町

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年九月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町勝山字上伝水二八〇五の二、二八〇五の三、二八〇五の四、二八〇九、二八一〇の二、二八一〇の三、二八一〇の四、二八一一の二、二八一一の三、二八一一の四、二八一四、二八一五、二八一四の二、二八一四の三、二八一六の二、二八一七、二八一九及び二八三二の三並びに字西上躑躅二八四五の三、二八四六の二、二八四八の二、二八四八の四、二八四八の五、二八五〇の二、二八五二の二及び二八五二の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目一番三号 菊水電子工業株式会社 代表取締役
社長 小林一夫